

令和6年3月29日

精華町議会

議長 三原和久様

民生教育常任委員会

委員長 山下芳一

## 民生教育常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第14号	精華町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例一部改正について	原案可決
議案第15号	精華町介護保険条例一部改正について	原案可決
議案第16号	精華町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等一部改正について	原案可決
議案第17号	精華町病院事業の設置等に関する条例一部改正について	原案可決
議案第18号	精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例制定について	原案可決
議案第21号	精華町立体育館・コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例一部改正について	原案可決
議案第27号	ごみ収集車の取得について	原案可決

## 【委員会報告】

議案第14号	精華町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例一部改正について	原案可決
--------	---------------------------------	------

【概要】 重度の心身障害者の健康の保持及び福祉の増進並びに更なる制度の充実を図ることを目的として、重度の精神障害者の医療費助成を新たに対象範囲とするための条例一部改正。

Q 第2条の5項においては、精神障害者保健福祉手帳の2級に該当し、かつ身体障害者手帳の3級を持っている方と理解してよいのか。

A その通りである。

Q ならば、精神障害者保健福祉手帳2級に該当する方は、一定何か有効期限の到来する日までの期限内にあるものに限るといのように制限規定があるのか。

A 精神障害者保健福祉手帳の更新は、認定は2年毎に判定し直されるが、1級から2級に等級変更された方に限っては、次の判定が来る2年間はこの制度が利用できるという意味である。

Q 精神障害者保健福祉手帳2級を持ち、なおかつ身体障害者手帳3級を持つ方は、制限を受けないのか。

A 更新や期限は関係ない。

Q 福祉においては、負担や給付の制限のために家族の構成や収入等の要件を加えるようなことはせず、障害のある方の個々の尊厳や人格を尊重する立場で、検証や見直しをしていかなければならないと思うが。

A 意見には十分に理解を示すところだが、慎重に進めていきたいと考える。

《 討論なし 》

議案第15号	精華町介護保険条例一部改正について	原案可決
--------	-------------------	------

【概要】 介護保険法第117条第1項の規定により、令和6年4月から新たな介護保険事業運営期間に入ることに伴い、保険料基準額を据え置き、また、介護保険法施行令の一部改正に伴う条例の一部改正。

Q 約2億8000万円程度ある準備基金のうち1億3000万円程度を繰り入れることで、現状の基準額5950円（年間で71400円）を維持するというのが今回の提案か。

A そのとおりである。

Q 約2億8000万円から約1億3000万円を引いた約1億4000万円は、令和3、4、5年度の65歳以上の高齢者から預かった保険料である。コロナ禍の回復で需要増があり、4000～5000万円程度必要としても、約1億円残る。この1億円を第9期介護保険計画期に残さなければならない必然性・必要性は何か。

A 第9期の3年間で約1億円という金額になるが、これは事業所の活動が活発になり、保険事業を安定的に運営していくために一定額を保持するためと考える。

Q 今残っているお金は、全部と言わないが令和3年度からの高齢者から頂いた保険料である。頂いた保険料を第9期の令和9年3月31日までに使われないと第10期に使われる可能性もある。8年前の人のお金を8年後に使うことにもなり、介護保険制度として、想定されるものではないが。

A 今、この時点で物価や賃上げ等が非常に顕著になってきている。国より市町村に対して、安定的な財政運営の重要性が高まっているという事務連絡が来ている。このようなことを含め、町の介護保険制度が安定的に運営でき、介護保険料の急激な上昇を抑制するために1億円を保持したい。

#### 《 反対討論あり 》

●介護保険制度は、3年を1期として、3年間でとんとんになるような構造が創設時の考え方である。通常1年目は余り、2年目はとんとん、3年目が高くなることから1年目に残った分を補填し、3年間で使い切るという考え方になる。医療保険などと違い、そういう特徴を持っている。

そのような介護保険制度の支出を想定して収入を決めるという制度からしても、今回の措置として1億円余るとするのは、それに反することになる。

2点目は先ほど申し上げた保険制度の原則から、令和3年度に預かっている保険料を第9期でも使い切らない可能性も逆にある。それが第10期、令和9年度以降の計画に充てられるということになると、最大8年から9年の時間差が出てしまうというのは、特に高齢者が多く入っている保険制度の仕組みとしては非常にまずい。簡単に言えば負担した人と、受益する人が違うということである。要するに令和3年の時点で負担されていた方が第9期、10期ではおられない場合がある。逆に言えば、令和3年に64歳未満だった方が加入してくるため、その方は自分が払っていない時にできた基金で恩恵を受けることになる。そういった保険制度の原則から言って非常に問題である。

3点目は、約1億円残るということから私どもで計算したところ、これを割り戻すと月額5,700円にまで下げることができる。それでも計算上は9,600万円程度にしかならないので、約350万円程度が余るという状態だ。

先ほど申し上げたような介護保険の原則、そして保険制度という原則からみて、第8期で溜まった基金については、第9期でその対象者にお返しをするのが原則であるから、今回の提案はそのようになっていない点で、本議案に反対する。

#### 《 賛成討論なし 》

議案第16号	精華町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め	原案可決
--------	--	------

	る条例等一部改正について	
--	--------------	--

**【概要】** 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正する省令が公布され、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う関連条例の一部改正。

Q 今回の改正の規制緩和という点で、対象者の方や高齢者の方の安全や人権が侵されないか心配だが。

A 身体的拘束などについても今回の内容に入っているが、適正化の推進という表現で入っているという点で、事業者側からみて緩和するという内容ではない。

《 反対討論なし 》

《 賛成討論なし 》

議案第17号	精華町病院事業の設置等に関する条例一部改正について	原案可決
--------	---------------------------	------

**【概要】** 地方自治法の一部改正に伴い、引用条文の条ずれが生じたための条例一部改正。

質疑なし

《 反対討論なし 》

《 賛成討論なし 》

議案第18号	精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例制定について	原案可決
--------	---------------------------------	------

**【概要】** 不適正な土砂等による土地の埋立て、盛土等が町内の生活環境に著しく影響を及ぼすことに鑑み、京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規制が及ばない3000㎡未満の土地の埋立て等の行為について必要な規制を行うことにより、不適正な土地の埋立て等を防止し、町民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与するための条例制定。

Q 第6条2項の土砂等を運搬する者の、必要な配慮というのは何か。

A 第一義的には事業主に責任があるが、運搬車両に廃棄物等が入っている場合などは運搬事業者にも必要な指導をするということ。

Q 条例では面積要件が基本となっているが、体積要件はどうなっているのか。また、名義貸しの禁止の指摘、立証はどうするのか。

A 高さ3 m以上は許可が必要とか、3 m以上は構造基準を設ける等を考えている。パトロールや通報等で名義貸しを把握した場合は、聞き取りや立ち入り検査等、必要な条項を適用して対応する。

《 反対討論なし 》

《 賛成討論なし 》

議案第21号	精華町立体育館・コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例一部改正について	原案可決
--------	--	------

**【概要】** むくのきセンターの構成施設であるスポーツ交流広場の代替施設として、新たにふれあい・交流広場が整備されたことにより、スポーツ交流広場を廃止するための条例の一部改正。

Q 精華町が指定管理をお願いしている団体と京都府の関係は。

A 京都府の木津川上流浄化センター下水処理施設の屋根部分を上部利用施設の有効活用ということで、京都府が整備をした。この施設の管理については、スポーツ協会に業務委託をして、トイレ部分については浄化センターの委託している業者が行う。

Q 京都府のふれあい・交流広場だが、利用者の多くは精華町民である。利用方法、トラブルや施設の老朽化の対応は、町は関与せず、委託を受けているスポーツ協会と京都府が行うのか。

A 基本的には、そのような形になる。

《 反対討論なし 》

《 賛成討論なし 》

議案第27号	ごみ収集車の取得について	原案可決
--------	--------------	------

**【概要】** 現在所有しているごみ収集車は、平成17年に購入したもので、購入後19年が経過しており、老朽化による故障等が懸念されるため、ごみ収集車の取得をしたいので、条例の規定に基づき提案。

Q 2回の入札不調が発生した上、随意契約で、しかも5社のうち4社が辞退をして、事実上1社入札的な結果になっているのはどうしてか。

A 2回の入札公告で、1社も上がってこなかったということで調査を行ったところ、パッカー車のモデルチェンジや、排ガス不正で止まっていることがわかった。そして、

今回、5社の内4社がオーダーの多さや製作等で納期が間に合わないとのことで1社  
のみの結果となった。他の自治体も同様の問題を抱え、納車に複数年かかる状況であ  
る。

Q 古いパッカー車の処分はどうするのか。

A 官公庁のオークションというものがあり、これを活用して売却する。

《 反対討論なし 》

《 賛成討論なし 》